

## 特定埠頭の運営の事業認定について

港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3第2項の規定により小名浜港における特定埠頭の運営の事業の認定をしたので、同条第6項の規定により、下記のとおり公表します。

平成26年 5月 8日

小名浜港港湾管理者 福島県  
代表者 福島県知事 佐藤 雄平

### 記

- 1 特定埠頭の運営の事業の認定を受けた者の名称**  
小名浜埠頭株式会社
- 2 特定埠頭の運営の事業の名称**  
福島特定埠頭運営事業
- 3 特定埠頭の運営の事業の計画の概要**
  - (1) 特定埠頭の運営の事業の実施時期  
行政財産賃貸借契約の締結日から平成55年 3月31日まで
  - (2) 特定埠頭の位置  
小名浜港5・6号ふ頭地区、7号ふ頭地区及び東港地区

## (3) 特定埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

種類	数	規模	構造	摘要
<b>【5・6号ふ頭地区】</b>				
5号埠頭第1号岸壁 -12.0M	1	水深-12.0m、 延長240m	重力式	
5号埠頭荷役機械1号機	1	800t/h	橋型クレーン式起重機	
野積場	1	55,827m <sup>2</sup>	アスファルト舗装	5号埠頭
6号埠頭第1号岸壁 -14.0M	1	水深-14.0m、 延長280m	重力式	
ホッパ分岐施設	1	1,550t/h	ベルトコンベア	
野積場	1	86,680m <sup>2</sup>	アスファルト舗装	6号埠頭
<b>【7号ふ頭地区】</b>				
7号埠頭第1号岸壁	1	水深-13.0m、 延長270m	重力式	
7号埠頭第2号岸壁	1	水深-13.0m、 延長270m	重力式	
7号埠頭荷役機械1号機	1	800t/h	橋型水平引込式起重機	
7号埠頭荷役機械2号機	1	800t/h	橋型水平引込式起重機	
7号埠頭荷役機械3号機	1	800t/h	橋型水平引込式起重機	
野積場	1	149,624m <sup>2</sup>	アスファルト舗装	7号埠頭
<b>【東港地区】</b>				
東港第1号岸壁	1	水深-18.0m、 延長370m	棧橋式	(整備中)
野積場	1	120,000m <sup>2</sup>		(整備中)

## 4 特定埠頭の運営の事業の実施が小名浜港の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項の概要

小名浜港は、港湾貨物取扱量の1/3を石炭が占めており、公共埠頭における石炭の輸入取扱量は全国1位となっている。また、本港は、石炭火力発電所等の複数の背後企業へ供給する石炭を取り扱っているが、各企業が輸入する炭種は異なり、15～20種/年という非常に多くの石炭を取り扱っているという特徴がある。

本港には、オーストラリア、インドネシア、中国など様々な地域から多くの船舶が集まってきており、当該船舶が入港してから接岸するまでの滞船時間実績が年間200日を越える状況になっている。

現在、石炭を取り扱っているふ頭は、3号ふ頭、5・6号ふ頭及び7号ふ頭であるが、大型船舶の利用が可能な5・6号ふ頭地区及び7号ふ頭地区に加えて、平成6年度から国と港湾管理者が大水深岸壁を有する国際物流ターミナル整備事業を進めている東港地区において、埠頭運営の効率化が強く求められている。

小名浜埠頭株式会社が、特定埠頭を構成する港湾施設を一体的に運営することにより、野積場の利用調整と合わせた岸壁の埠頭間調整を円滑に行うことと、東港地区に整備される大水深の岸壁において高性能な荷役機械を整備することで、現在本港で発生している滞船や横持ち輸

送の解消を図り、石炭の大量一括輸送に対応した物流体制の不備の解消を図るものである。

また、小名浜埠頭株式会社が特定埠頭を構成する港湾施設を一体的に運営することにより、使用料に係る事務手続きについて、一つの窓口で統一して対応することが可能となり、使用料については貨物量や経済状況の変化に応じた弾力的な設定が可能となる。加えて、小名浜埠頭株式会社はこれまでの既存埠頭の港湾運営経験による蓄積された技術を有しており、各施設の稼働効率を踏まえた港湾運営や日々のメンテナンスによる維持補修費の低減により、運営に係る将来的な経費を抑えることで、利用者への物流コスト転嫁を最小限に抑えつつ維持管理費用を確保することが可能となる。これらのことから、港湾利用者の手続きの煩雑さと料金の負担の増大の解消を図るものである。

さらに、現在7号ふ頭を中心とした埠頭の荷役機械の保守管理を実施し経験が蓄積されている小名浜埠頭株式会社が、特定埠頭運営事業者として港湾運営を実施することとなった場合、荷役機械の維持管理について、小名浜埠頭株式会社の判断で機動的に対応することが可能となり、荷役機械の適切な保守管理の継続が図られるものである。

## 5 港湾法施行規則第17条の4第4項の規定により提出された意見書の処理の経過 意見書の提出なし。

## 6 認定理由

港湾法（昭和25年法律第218号。以下、「法」という。）及び同施行規則（昭和26年運輸省令第98号。以下、「規則」という。）に基づく審査を行ったところ、小名浜埠頭株式会社の提出した特定埠頭の運営の事業認定申請書は、法54条の3第1項の内容に適合し、かつ国土交通省令の定める要件（特定埠頭の運営の事業が当該港湾の効率的な運営に特に資するもので、適正な運営の確保の見地からも支障がないと認められる。また、資金計画が適正かつ確実に遂行するために適切なもので、必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するため必要なその他の能力が十分である。特定の利用者に対して不当な差別的な取扱いをするものでない。）も満たしており、法第54条の3の規定に基づく特定埠頭の運営の事業を確実に実施できる能力を有すると認められることから、本申請を認定するものである。